

1 概要

あいの風とやま鉄道がJR西日本に代わり、第一種鉄道事業者として、城端線・氷見線の事業主体となるために、再構築実施計画の変更認定申請(第一種鉄道事業の許可申請を兼ねる)を今後行う必要がある。ついては、この申請のために決定しなければならない内容を「城端線・氷見線事業構造変更プログラム」という形式で策定する。

2 主な内容

- (1) JR西日本が所有している鉄道用地、駅、車両などの鉄道施設のあいの風とやま鉄道への譲渡
- (2) JR西日本の運転士や技術系の要員のあいの風とやま鉄道への出向の条件
- (3) 県及び沿線4市のあいの風とやま鉄道への出資
- (4) 経営安定基金への県及び沿線4市、JR西日本の拠出
- (5) 将来の利用者数及び路線収支の算定

3 スケジュール(令和10年度末に事業主体を変更する場合)

令和8年度	再構築会議において「事業構造変更プログラム」の策定
令和9年度上期	再構築実施計画の変更認定申請に向けた資料の調製
令和9年度下期	再構築実施計画の変更認定手続(再構築会議の了承、国への申請) 国土交通大臣の変更認定